



# 寄居町生活排水処理基本計画 概要版

## 1 生活排水処理基本計画について

### 生活排水処理とは

生活排水とは、炊事・洗濯・入浴等、人々の生活により排出される水で、し尿を含んだものを指します。

この生活排水を公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の施設で処理を行うことを「生活排水処理」と言います。

### 生活排水処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条第1項に規定された計画で、日々排出される生活排水を、「いつまでに、どのような施設で、どの程度処理していくのか」を取りまとめて行くのが生活排水処理基本計画であり、経済的かつ効率的な処理のあり方を策定するもので、社会情勢の変化に適宜対応していくために、定期的に見直しが行われます。

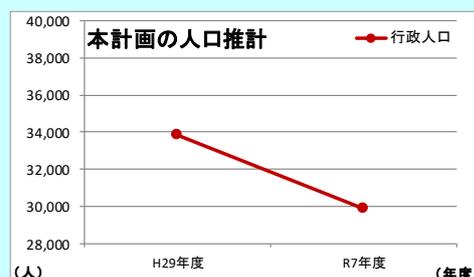
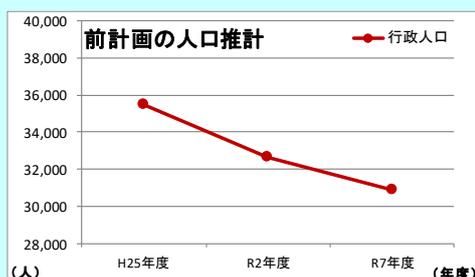
なお、本町において前計画は令和7年度を目標年度として、平成28年4月に策定されていましたが、その見直しを行い、令和7年度までに生活排水処理普及率100%を目標とした本計画が、令和2年3月に策定されました。

### 町をとりまく状況の変化

近年においては、全国的に人口減少、少子高齢化の傾向にあり、これは本町においても例外ではありません。

前計画における人口の推計値も、既に将来に向かい減少傾向に転じていましたが、本計画の推計値においては、更に減少傾向が強まっています。

これは、計画の将来像を動かす大きな要因の一つに挙げられます。



## 2 生活排水処理計画

### (1) 基本方針

生活排水処理においては、近年の社会・経済情勢の顕著な変化等に応じ、より経済的かつ効率的な生活排水処理の整備を進めることを目的に、以下の5つの基本方針を設けます。

#### 基本方針（生活排水処理）

- ① 公共下水道計画区域においては、令和7年度までに現状の事業計画区域について下水道整備を進めます。
- ② 農業集落排水計画区域においては、適正な維持管理を進めていきます。また、事業の運営状況を計りつつ、より効果的かつ効率的な運営についての対応を検討します。
- ③ 浄化槽市町村整備推進区域においては、「用土駅西側区域」の整備等を進めるほか、新たに「鉢形区域」及び「赤浜区域」を整備推進区域として整備を進め、運営状況を検証します。
- ④ 合併処理浄化槽整備区域については、公共下水道、農業集落排水の整備区域以外について整備を行うこととし、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理についての啓発を行います。また、浄化槽市町村整備推進事業の導入は導入済み区域の事業進捗を見ながら検討を行います。
- ⑤ 地形的な要因等により、排水先が確保されていない地域について、計画的に排水先の確保に向けた整備に努めます。

### (2) 生活排水処理計画

計画の目標である、令和7年度までに生活排水処理普及率100%を達成するために、基本方針に沿って公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、以下のとおり整備を推進していきます。

#### 【生活排水処理普及計画人口の推移】

	平成29年度 (基準年度)	令和7年度 (目標年度)
行政人口(人) A	33,843	29,881
生活排水処理普及人口(人) B	24,468	29,881
生活排水処理普及率(%) $B/A \times 100$	72.3	100.0

生活排水処理普及人口とは、公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の人口に、それらの区域の外にある、合併処理浄化槽を設置している家屋等の人口を加えたものを指します。

### 3 し尿・汚泥の処理計画

#### (1) 基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の処理においては、目標年度に向けて処理体制を継続するために、以下の3つの基本方針を設けます。

- 1 し尿及び浄化槽汚泥を汚泥再生処理センターで安全かつ衛生的に処理します。
- 2 し尿の収集・運搬については委託体制を継続し、浄化槽汚泥の収集・運搬については令和6年4月にこれまでの委託体制から許可業者による収集・運搬体制へ移行します。
- 3 し尿及び浄化槽汚泥を安全に処理するため施設の適正な維持管理を行います。

#### (2) し尿・汚泥の処理計画

基本方針に沿って以下のような処理計画をまとめ、実施します。

##### 【し尿・汚泥の処理計画】

①計画処理区域	寄居町全域
②収集・運搬計画	発生したし尿の全量は委託により、発生した浄化槽汚泥の全量は許可業者により、迅速かつ衛生的に収集・運搬を行います。
③中間処理計画	適正な維持管理が行われている汚泥再生処理センターで、収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥の全量を処理します。
④最終処分計画	汚泥再生処理センターで発生する汚泥の適正処分に努めます。

##### 【最終処分物量の推定値】

年 度	し尿 処理量(総量) (Kℓ/年)	浄化槽汚泥 処理量(総量) (Kℓ/年)	処理量計 (総量) (Kℓ/年)
平成 29 年度	2,072.98	14,236.83	16,309.81
令和 7 年度	0.00	13,005.20	13,005.20

し尿及び浄化槽汚泥の将来発生量は、現況の受入量及び将来の処理人口に基づき推計しました。